

インフラ管理 DX ガイドライン

データ整備機関運営規則(素案)

2026 年 3 月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

データ整備機関運営規則

本データ整備機関運営規則（以下、「本運営規則」という。）は、インフラ管理 DX 事業（第 2 条で定義する。以下「本事業」という。）に取り組むデータ整備機関（各公益事業者が個別管理しているインフラ設備データを集約・連携して、共通プラットフォーム上で一元管理する主体を指す。以下「本機関」という。）の位置づけ、役割、実施事項、遵守事項等を定めるものである。

第 1 章 総則

第 1 条 本機関の位置づけ

本機関は、インフラ管理 DX（第 2 条で定義する。）の取り組みに寄与するために、インフラ管理 DX システム（第 2 条で定義する。以下、「本システム」という。）の運用を通じて、本事業を実施する。

第 2 条 定義

本運営規則において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有するものとする。

- (1) 「インフラ管理 DX」とは、公益事業者が保有するインフラ設備情報のデジタル化と業界標準フォーマットによる管理を促進し、集約したデータを共通プラットフォーム上で一元的に管理することにより、平時における業務の共通化・自動化やリソースの最適活用を図るとともに、災害時におけるインフラの応急復旧・早期回復を実現する取り組みをいう。
- (2) 「インフラ管理 DX システム」とは、インフラ管理 DX を実現するために必要となる、公益事業者から提供されるインフラ設備データを取り扱い、ユースケースアプリケーションに対し設備データを提供するシステムをいう。
- (3) 「インフラ管理 DX 事業」とは、本機関が本システムを通じて実施するインフラ管理 DX に関する事業をいう。
- (4) 「インフラ管理 DX の関係主体」とは、インフラ管理 DX の取組に関係する主体であって、データ提供者、政府各府省庁、業界団体その他の関係者をいう。
- (5) 「公益事業者」とは、電力、ガス、通信、上下水道等のインフラサービスを提供する事業者をいう。
- (6) 「元データ」とは、インフラ管理 DX モデル規約の規定に基づきデータ提供者が本機関に提供するインフラ設備データをいう。
- (7) 「本データ」とは、元データをデータ提供者と合意した方法に従って加工し、本機関によりデータ利用者に提供されるデータをいう。

- (8) 「データ提供者」とは、公益事業者ほか元データを本機関に対し提供する者をいう。
- (9) 「データ利用者」とは、本機関から本データの提供を受ける者又はその提供を求める者であり、本データとしてのインフラ設備データを利用する者をいう。
- (10) 「データオーナー」とは、データの取扱い（データ利用条件その他利用可能範囲を定めることをいうが、これに限らない）を決定する権利を有する者をいい、別途データオーナーが存在する場合を除き、当該データにかかるデータ提供者をいう。
- (11) 「データ利用条件」とは、データ提供者が設定した、データ利用者が本データを利用するための条件（データ提供者がこれを変更する場合には、その変更後のものを意味する。）をいう。
- (12) 「データ提供契約」とは、データ提供者と本機関との間で成立する元データの提供に関する契約をいう。
- (13) 「データ利用契約」とは、本機関とデータ利用者との間で成立する本データの利用に関する契約をいう。
- (14) 「本契約」とは、インフラ管理 DX モデル規約の規定に基づくデータ提供契約又はデータ利用契約をいう。

第3条 活動

- 1. 本機関は、本事業の実施に関し、主に次の活動を行う。
 - (1) データ提供者からのインフラ設備データの受領（データ受領に関する契約の締結事務を含む）
 - (2) データ提供者から受領したインフラ設備データの保管、加工及び本システムへの登録
 - (3) 本システムの運用・保守
 - (4) データ整備支援ツールの改修・拡張
 - (5) データ利用者へのデータ提供（データ提供に関する契約の締結事務を含む）
 - (6) インフラ管理 DX の関係主体との連携・協力
 - (7) データ整備の促進に関する調査、検討、普及活動
 - (8) その他前各号に定める活動に関連する活動
- 2. 本機関は、本事業の実施にあたり、インフラ管理 DX の関係主体の意見及び提言を適切に聴取し、その意向を適切に反映できる仕組みを備えなければならない。
- 3. 本機関は、第1条で定める目的に基づき、本事業に参加するすべての参加者の利益のために活動するものとし、特定の第三者の利益のみを図る行為を行ってはならない。

第4条 本事業への参加

本機関は、本事業への参加を希望する者（以下「申込者」という。）との間で、本契約

を締結することにより、本事業への参加を認めることができる。本機関は、申込者から本契約の締結の申し込みを受けた場合、所定の審査を行うものとする。

第5条 本システムの運用

本機関は、本事業の実施期間中、法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって、本システムを運用し、本事業を実施する。

第6条 本事業の実施に必要な能力

本機関は、データ提供者及びデータ利用者に対して、自身が、本運営規則その他関連する諸規定に従い、本事業を適切に遂行するために必要な専門的知見、実施体制及び実務遂行能力を有することを表明する。

第7条 本事業の実施体制

1. 本機関は、本事業の統括管理を行う者（以下「本事業責任者」という。）を選任するものとする。本事業責任者は、本機関の役員又は本事業担当部門における十分な権限を有する者とする。
2. 本機関は、本事業を適切に遂行するため、本事業に関する業務を担当する部門又は組織（以下「本事業担当部門」という。）を設置し、又は指定するものとする。
3. 本機関は、本事業担当部門において、本事業の遂行に必要な専門的知見を有する人材を適切に確保するものとする。
4. 本機関は、本事業の遂行における情報セキュリティ管理を行う責任者を選任するものとする。
5. 本機関は、本事業担当部門の体制に重要な変更が生じた場合又は生じることが見込まれる場合には、インフラ管理 DX の関係主体に対し、速やかにその旨を報告するものとする。

第8条 インフラ管理 DX の関係主体との協議

1. 本機関は、データ提供者に対し、本事業の実施状況について、少なくとも年1回、定期的に報告するものとする。報告の内容には、以下の事項を含むものとする。
 - (1) 本事業の実施状況の概要
 - (2) 本システムの運用状況（データの登録件数、利用状況等を含む。）
 - (3) 情報セキュリティに関する事項（インシデントの発生状況を含む。）
 - (4) 本事業担当部門の体制に関する事項
 - (5) その他本事業の運営に関する重要事項
2. 本機関は、前項の報告のほか、本事業の運営に関して重大な事象が発生した場合には、データ提供者に対し、速やかにその旨を報告するものとする。
3. インフラ管理 DX の関係主体は、合理的な理由がある場合には、本機関に対し、本事業の運営に関する提案や要望の協議を申し入れることができる。本機関は、当該協議の申入れがあった場合には、これに誠実に対応するものとする。

第9条 業務の委託

1. 本機関は、本事業に関する業務の一部を第三者に委託することができる。
2. 前項の委託を行う場合、本機関は、以下の事項を遵守するものとする。
 - (1) 委託先の選定にあたり、本事業の遂行に必要な能力及び信頼性を有する者を選定すること
 - (2) 委託先に対し、本運営規則に定める本機関の義務と同等以上の義務（秘密保持義務及び情報セキュリティに関する義務を含む。）を課すこと
 - (3) 委託先における業務の遂行状況を適切に監督すること
 - (4) インフラ管理 DX の関係主体に対し、委託先の概要及び委託業務の範囲を周知すること
3. 本機関は、委託先の行為について、本運営規則に基づく一切の責任を負うものとする。

第10条 事業の継続性の確保

1. 本機関は、本事業の継続的かつ安定的な実施を確保するため、必要な措置を講じるものとする。
2. 本機関は、天災地変その他の不測の事態に備え、本事業及び本システムに関する事業継続計画を策定し、定期的に見直すものとする。
3. 本機関は、本事業を終了し、又は第三者に承継しようとする場合には、インフラ管理 DX の関係主体に対し、少なくとも6ヶ月前までにその旨を通知し、データ提供者及びデータ利用者の利益が不当に害されることのないよう、必要な措置を講じるものとする。

第2章 データの提供及び加工

第11条 データ関連条件の設定

1. 本機関は、データ提供者と協議の上、データ関連条件を設定する。
2. データ関連条件の変更は本機関が別途定める方法による。この場合には、本機関は、別途定める期限までに、別途定める方法により、その変更をデータ利用者に対し周知する。

第12条 本機関への元データの提供

1. 本機関は、データ提供者との間で提供範囲及びその内容を個別に協議の上、データ提供者より、別途定める方法により元データの提供を受ける。
2. 本機関とデータ提供者との間における元データの授受は、以下のいずれかの方法によるものとする。ただし、データ提供者と本機関との協議により別途定める方法を採ることができる。
 - (1) 物理媒体

- (2) ファイル伝送サービス(本機関が別途定める方法により、暗号化又はパスワード設定等のセキュリティ措置を講じなければならない。)

第13条 元データの加工及び利用

1. 本機関は、データ提供者が提供する元データについて、以下の加工を行うことができる。
 - (1) 変換：形状情報への属性情報の紐づけ、属性情報の標準化、欠損値補完、標準フォーマットへの整形等
 - (2) 標準化：XY 位置補正、Z 位置補正等
2. 本機関は、データオーナーが、加工後の本データについても、その取扱いを決定する権利を有することを確認する。
3. 本機関は、本契約第 30 条の範囲を超えて、本データをデータ利用者に利用させてはならない。本契約第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定は、本条の違反には適用しない。
4. 本機関が実施するデータ加工に関するデータ提供者から本機関への対価の支払いについては、本契約その他別途定める。

第14条 元データ加工の責任主体

1. 前条第 1 項第 1 号に定める元データの変換は、データ提供者が実施する。ただし、当初は、データ提供者に代えて、本機関が実施することが望ましい。
2. 前条第 1 項第 2 号に定める元データの標準化は、別途の定めがある場合を除き、本機関が実施する。

第15条 本機関による元データ及び本データの管理

1. 本機関は、データ提供者から提供され、加工のため一時保管する元データ及び同データ加工後の本データを、インフラ管理 DX システムにて管理する設備データベース及びファイルにおいて、善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
2. 本機関は、元データの管理又は保管にあたり、以下の措置を講じるものとする。
 - (1) 情報管理責任者及び担当者の設置
 - (2) 接受記録の作成及び管理
 - (3) 物理媒体については、施錠による保管
 - (4) 電子データについては、保管先の特定及びアクセス制御
3. 本機関は、本データの管理又は保管にあたり、以下の措置を講じるものとする。
 - (1) 情報管理責任者及び担当者の設置
 - (2) 本データのデータ利用者の管理及びアクセス制御
 - (3) ウィルス対策及び本データの暗号化
 - (4) 本データのバックアップ
4. 本機関は、インフラ管理 DX システムにおけるソフトウェア又はネットワークについて、既知の脆弱性や脅威を想定し、実際の攻撃手法を用いた脆弱性検証試験を定

期的に（2年に1回以上）又は大規模改修や新たな脅威が認識された場合等、必要に応じて実施し、重大な脆弱性が発見された場合は、稼働前又は速やかに対応するものとする。

5. 本機関は、元データ及び本データの管理又は保管に関する安全管理及びセキュリティ基準について、別途定める方法により周知する。
6. 本機関は、データ提供者から提供された元データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。
7. 本機関は、データ提供者から提供された元データの開示又は利用が法令又は本契約に違反する若しくはそのおそれがあると本機関が合理的理由により判断する場合には、法令に違反しない範囲でデータ提供者及びその元データを加工して作成された本データを利用している全ての参加者に対し事前に周知することで、その元データ又は本データの本システムからの削除その他の法令若しくは本契約の違反又はそのおそれを払拭するために必要な措置を講じることができる。

第16条 データ提供者及び本機関による本データの更新

1. 本機関は、データ提供者に対し、本機関に対し提供した元データを、原則として最低年1回以上（月1回程度が望ましい。）更新し、本機関を介して利用可能とするよう依頼する。当該更新は、データ提供者が管理する管轄対象エリア（基礎自治体等）ごとに一括で行うものとする。ただし、本機関に対し提供した元データに変更がない場合、データ提供者は、更新作業を行うことを要しない。
2. 前項に基づき、本機関がデータ提供者から変更後の元データの提供を受けた場合には、本機関はその元データの値を更新し、本データの変更時点で利用契約のあるデータ利用者に対し、変更の事実を連絡する。

第3章 本データの提供

第17条 本機関による本データの提供

1. 本機関は、データ利用者より本機関が別途定める方法によって本データ提供の要請があった場合には、次の各号に該当することを確認し、データ提供者が設定したデータ利用条件を満たし、かつデータ提供者によりデータ提供の承諾があった場合に限り、データ利用者に対し、関連する本データを提供する。
 - (1) 第1条に記載の本事業の理念及び目的に合致していること
 - (2) データ利用者が個人又は反社会的勢力ではないこと
 - (3) データ利用者が適切な情報セキュリティマネジメント体制を構築していること
2. 前項の規定に基づき、データ提供者がデータ利用者对本データを提供することに承諾した場合、本機関は、別途データ提供者が指定するデータ提供契約を、データ利用者との間で締結する。本機関は、当該データ提供契約に基づき、データ利用者对本データを提供する。
3. 前2項の規定に関わらず、災害・事故等が発生した場合には、本機関は、地方公共

団体又は国からの求めに応じ、限定された情報(地下埋設物の有無、管理者情報等)を速やかに提供するよう努める。提供する情報、提供方法等の詳細については別途定める。

第18条 本機関によるデータ提供・利用対価の支払い

本機関の、データ提供者に対する元データの提供及び利用の対価の支払いについては、本契約その他別途定めるところによる。

第4章 責任範囲

第19条 本機関が提供するデータの保証及び責任の範囲

1. 本機関は、データ利用者に対し、各号の全てを保証する。
 - (1) 本機関が、本データをその取得時からデータ利用者に対し提供するまでの期間にその本データを故意又は重大な過失により変更していないこと
 - (2) 提供される本データが、適用法令上必要な手続を履践されて取得・提供されていること
2. 本機関は、前項の各号に定める保証事項又は本契約で定める場合を除いて、本システムに基づきデータ利用者に提供するデータについて、その完全性、論理一貫性、位置正確度、時間正確度、主題正確度、その他一切について何ら保証するものではなく、当該データに関して担保責任を負わないものとする。
3. 前項にかかわらず、本機関がデータ利用者に対して提供したデータの数値若しくは内容に誤り又は不具合があることが判明した場合、又は本機関によるデータの加工等によってデータの数値若しくは内容に誤り又は不具合が生じた場合には、本機関は、元データを提供しているデータ提供者と協議調整のうえ、必要な対応を行うよう努めるものとする。
4. 本機関はデータ提供者と連携・協力し、中長期的にデータの品質向上に努める。

第5章 一般条項

第20条 秘密保持等

1. 本機関は、本システムの運用に関連して知り得た業務上の情報その他の秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する情報についてはこの限りでない。
 - (1) 受領時点で既に公知の情報
 - (2) 自らの責によらずして公知となった情報
 - (3) 適法に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する者から秘密保持義務を課されることなく受領した情報
 - (5) 情報提供者が秘密保持の対象外とした情報
2. 本機関は、秘密情報を本事業の目的以外に使用してはならない。
3. 本機関がデータ提供に関する契約に従ってデータ利用者に対してインフラ設備デ

ータを提供することは本条によって妨げられないものとする。

4. 本機関は、本事業の実施にあたり、十分な情報セキュリティマネジメント体制を備えなくてはならない。
5. 本機関は、本事業の実施にあたり、情報セキュリティに係る安全管理措置として、以下を講じるものとする。
 - (1) リスクを特定するための資産管理やリスク評価
 - (2) 攻撃等からの防御を目的とした、ユーザー認証・アクセス制御、業務従事者の意識向上及び研修、ハードウェア、OS、ソフトウェア等の構成管理、サポート期限切れの OS・ソフトウェアへの対策、ログの取得及びセキュリティパッチ・アップデートの実施
 - (3) 攻撃等の検知を目的とした、継続的監視及び不審な認証試行やネットワーク機器からのアラートを受けた際の分析及び判断に基づく対応

第21条 反社会勢力の排除

本機関は、自身及びその役員が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれの者とも関係がないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずるもの

第22条 雑則

本運営規則に定めるもののほか、本機関による本事業の運営に関して必要な事項は、インフラ管理 DX の関係主体と協議のうえ、これを定める。

附則

本運営規則は、令和●年●月●日より施行する。

インフラ管理 DX ガイドライン
データ整備機関運営規則(素案)

2026 年 3 月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
